

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和9年12月31日まで)

秋本生企第889号 務 第688号  
刑企第331号 交企第233号  
備一第174号  
令和4年12月2日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

#### 高齢者対策の推進について（通達）

高齢者対策については、「高齢者対策の推進について（通達）」（平成29年3月17日付け秋本生企第163号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、県人口の約4割を高齢者が占める現状を鑑み、治安を維持するためには、各種対策を引き続き推進する必要がある。

各所属においては、部門横断的に連携し、下記のとおり高齢者に係る諸対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

#### 記

##### 1 目的

本対策は、各部門の横断的な取組により犯罪被害、交通事故防止などの各種対策を推進することにより、高齢者の安全を確保するとともに、地域安全活動等に対する高齢者の参加を積極的に求め、地域社会が一体となった犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、安定した治安の維持を図ることを目的とする。

##### 2 定義

本対策における高齢者とは、65歳以上の者をいう。

##### 3 重点推進事項

本対策における重点推進事項は、別表に掲げるとおりとする。

##### 4 留意事項

###### (1) 各部門の横断的な連携

本対策については、高齢者に係る問題や施策等を集約し、各部門の横断的な連携により重点推進事項を中心に諸対策を推進すること。

###### (2) 管内の実態把握

高齢者の居住実態はもとより、各市町村における高齢化率や特に高齢者の多い集落、戸別訪問型の事業所等高齢者に係る情報の収集に努めること。

###### (3) 関係機関等との連携

自治体や福祉団体、高齢者施設等と連携し、高齢者に係る諸対策を効果的に推進す

ること。

(4) 高齢者の視点を踏まえた対策の推進

高齢者対策については、組織的かつ戦略的な対策を推進するため、高齢者からの意見を聴取するなど、高齢者の視点に立った対策を企画・立案し、実効の上がるよう努めること。

(5) 高齢者の参加促進

地域安全や交通安全等に係るボランティア活動への高齢者の参加促進に当たっては、構成員の高齢化による活動の低迷が課題となっている現状を踏まえ、高齢者にも無理のない形態の活動を推奨するなど、活動の参加者の拡大を図ること。

別表

重点推進事項

1 犯罪被害防止・保護

犯罪被害の防止	<input type="radio"/> 特殊詐欺 <input type="radio"/> 住宅対象侵入窃盗 <input type="radio"/> 悪質商法 <input type="radio"/> サイバー犯罪
人身安全関連事案対処	<input type="radio"/> 認知症によるはいかい等の行方不明事案 <input type="radio"/> 高齢者虐待事案
安全の確保	<input type="radio"/> 地域コミュニティ支援活動 <input type="radio"/> 自殺企図者への支援活動 <input type="radio"/> 災害発生時の避難訓練等 <input type="radio"/> 雪害事故等地域環境に由来する事故防止活動

2 交通事故防止

高齢歩行者対策	<input type="radio"/> 交通事故情報の提供 <input type="radio"/> 交通安全教育の徹底
高齢運転者対策	<input type="radio"/> 安全運転相談への対応 <input type="radio"/> 運転免許証自主返納者等に対する支援
自転車対策	<input type="radio"/> 自転車危険箇所の把握と対策
交通環境の整備	<input type="radio"/> 高速道路の逆走防止規制等

3 社会奉仕活動への参加促進

地域安全活動	<input type="radio"/> 子供の見守り、防犯パトロール、地域安全情報伝達等のボランティア活動
交通安全活動	<input type="radio"/> 交通安全講習会 <input type="radio"/> 反射材等の普及活動

4 その他

その他	<input type="radio"/> 高齢者に係る事案で特に必要と認められるもの
-----	---